

## 倉敷市環境キャラクター「くらいふ」着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、倉敷市環境キャラクター「くらいふ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (権利の帰属)

第2条 着ぐるみに関する一切の権利は、倉敷市に帰属する。

### (使用の申し込み)

第3条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、原則として『倉敷市環境キャラクター「くらいふ」着ぐるみ使用申込書（様式第1号）』を使用の2か月前までに環境学習センター所長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申込みは使用の6か月前から、先着順に受け付けるものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (使用承諾の通知)

第4条 管理者は、使用者に対し、原則として使用日の1か月前までに使用承諾通知書（様式第2号）または使用不承諾通知書（様式第3号）により通知する。

### (使用承諾の基準)

第5条 管理者は、前条の規程による申込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 倉敷市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (5) 営利目的の活動に使用するとき。
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不相当と認めるとき。

### (使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境保全、地球温暖化防止に関連した事業に使用すること。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (4) 使用期間を遵守すること。

- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取り消し)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、管理者は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。ただし、天災その他特別の理由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月9日から施行する。